

平成25年1月15日

第2454号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 救急病院の認定（14・医務薬事課）…………… 1
- 地域森林計画の樹立（15・森林整備課）…………… 1
- 地域森林計画の変更（16、17・森林整備課）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（18・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 1

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）2件…………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 2

告 示

秋田県告示第14号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成25年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
羽後町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道44番地5	平成28年1月15日

秋田県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、米代川地域森林計画をたてたので、同法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、子吉川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、雄物川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、農林水産部森林整備課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第18号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年12月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
扇田水道有限会社
大館市比内町扇田字新長岡95番地5
代表取締役 三 浦 幸 男
秋田県知事許可(般-23)第11473号
- 3 処分の内容
管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年12月25日付けで管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 鹿角市体育協会
- 3 代表者の氏名
三 上 豊
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県鹿角市十和田大湯字中田20番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、鹿角市における体育団体等の育成と相互間の連絡調整と、体育スポーツの普及発展を図るとともに鹿角市民の体力向上、健康増進及び地域の活力創出を目指し、交流人口の拡大と文化の振興を通じ、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 セイブ ア ライフ
- 3 代表者の氏名
村 上 泉
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県由利本荘市花畑町4丁目11番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、人と動物の絆を大切にす精神を基に、双方の愛護を考えながら「一般市民特に高齢者、障がい者、子ども達等に対して動物を介在する活動を行うこと」「災害時の人と動物の救援、支援に対応すること」「動物愛護法に基づいた適正飼養の指導・啓発を行うこと」を通して、人と動物達が共生できる地域社会の構築に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款

変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月15日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大館・小坂鉄道レールバイク
- 3 代表者の氏名
小棚木 政 之
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県大館市御成町二丁目15番22号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、廃線となった小坂鉄道（以下、旧小坂鉄道）にレールバイクを走行させ、観光資源としての提供を図ると共に、旧小坂鉄道の歴史的意義を広く知らしめることによって地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 特定非営利活動の種類
 - (2) 事業
 - (3) 役員を選任等
 - (4) 役員職務